指定介護予防短期入所療養介護〔老健ショートステイ〕の運営規程

第１条　医療法人社団東医会が開設するみかたはら介護老人保健施設が実施する指定介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第２条　要支援状態にある者（以下「要支援者」という）に対し、適正な指定介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第３条　指定介護予防短期入所療養介護の従業者は入所者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、療養生活の質の向上および入所者の家族の身体的および精神的負担の軽減が図れるよう、入所者の立場に立った指定介護予防短期入所療養介護を提供する。

２　指定介護予防短期入所療養介護の実施にあたっては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称および所在地)

第４条　名称および所在地は次の通りとする。

（１）名称　　みかたはら介護老人保健施設

（２）所在地　静岡県浜松市中央区三方原町 675 番地の６

(利用定員)

第５条 短期入所の定員は次の通りとする。

短期入所の定員　入所定員の１００名のうちの空床利用とする。

ただし、１５名を上限とする。

(従業者の職種、定員数、及び職務内容)

第６条　従業者の職種、定員数、及び職務内容は次の通りとする。

①　管理者　　１名

管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。

②　医師　　１名以上

医師は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行うとともに、入所者の病状に応じて、妥当適切に診療を行うなど、医学的管理を行う。

③ 看護職員　　９名以上

④ 介護職員　　２５名以上

看護職員・介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ、看護介護を提供する。

⑤ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　　１名以上

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションに関する計画を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。

⑥ 支援相談員　　３名以上

支援相談員は、入所者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクレーション等の計画、指導を行い、市町村等関係機関との連携を図る。

⑦ 管理栄養士　　１名以上

管理栄養士は、献立作成、入所者の栄養管理、食事提供に関する管理を行う。

⑧　薬剤師　　０．３名以上

薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理する他入所者の服薬指導を行う。

２　施設長は必要に応じ前項の員数以上の職員を置くことが出来る。

(指定介護予防短期入所療養介護の内容)

第７条　指定介護予防短期入所療養介護の内容は次の通りとする。

介護老人保健施設（Ⅰ）　（看護・介護職員３：１、看護職員は７分の２）

２　要支援者の心身の状況や病状、又は家族の疾病や冠婚葬祭及び出張等の理由、若しくは家族の身体的精神的な

負担の軽減を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理下における介護および機能訓練その他必要な医療を提供する。

３　必要に応じて入退所時の送迎を提供する。

（通常の送迎の実施範囲）

第８条　中央区・浜名区とする。

(利用料その他の実費の額)

第９条　指定介護予防短期入所療養介護の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定介護予防短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、その１割又は２割又は３割の額とする。

２　食事代（１日2,050円）朝食：６００円　昼食：６００円　夕食：８５０円
居住費（相部屋１日 500 円・個室１日 1,640 円）なお、負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額となる。

３　その他の費用については、別紙１にて、同意を得たものに限り徴収する。

４　上記１～３に係る費用の徴収に際しては、あらかじめ入所者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い入所者の同意を得る。

(施設利用に当たっての留意事項)

第１０条　災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、指定を受けた定員及び居室の定員を超えて入所させない。

２　入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、医薬品などの管理を適正に行う。

３　感染症の発生、蔓延しないよう、必要な措置を講じる。

４　利用に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

５　診療にあたっては,療養上妥当適切に行う。看護、医学的管理の下における介護については、適切な技術により行い、１週間に２回以上入浴又は清拭を行う。

６　入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束等は行わない。

(非常災害対策)

第１１条　非常災害対策については,医療法人社団東医会　みかたはら介護老人保健施設の消防計画及び地震防災応急計画に準じて行う。

（虐待防止に関する事項）

第１２条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

⑴　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

⑵　虐待の防止のための指針を整備する。

⑶　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第１３条　従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

２　従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。また従業者であったものにも、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させる。

３　この規程に定める事項以外、運営に関する重要事項は医療法人社団東医会みかたはら介護老人保健施設が定めるものとする。

(付則)　この規程は、令和２年５月１８日から施行する。　令和６年１月１日から施行する。
令和２年７月１日から施行する。　令和６年１０月１日から施行する。
令和５年５月１日から施行する。